**令和６年度　 浄化槽補助金の手引き**

**目的**　生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため。

**浄化槽**　環境省の定める国庫補助指針に適合したもののうち、一般社団法人浄化槽システム協会が作成する環境配慮型浄化槽適合機種

**補助金対象地域**　毛呂山町生活排水処理基本計画構想に基づく浄化槽整備区域

**補助金額**　専用住宅で５～１０人槽を**既存単独浄化槽又は汲取り便槽から転換**する方に対して、**下表の金額を限度に交付します。**増築等建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 転換補助金延床面積が１３０㎡を超えれば７人槽。二世帯住宅は１０人槽 | 処分費補助金 | 配管費補助金 | 最高で計 |
| **５人槽** | 362,000円 | 60,000円まで | 130,000円まで | **５５２，０００円** |
| **７人槽** | 444,000円 | **６３４，０００円** |
| **１０人槽** | 578,000円 | **７６８，０００円** |

**※既存単独浄化槽又は汲取り便槽が全て撤去できない場合は処分費の補助ができかねます。**

**関係書式は、町ホームページからダウンロードできます**

**① 設置届**設置届出書：設置指導要綱　第５条（様式第１号）を町へ（２部）提出する。

添付書類（１）設置場所の案内図及び配置図

　　　　（２）放流先の見取図

　 　　　　　　　　　　　 (３）**法定検査依頼書７条、１１条** (指定検査機関への手数料支払済証)写し

（４）浄化槽の構造図及び認定書（国交大臣認定書等）写し

　　　　　　　　　　　　　(５) 委任状 (代理人申請の場合、副代理人も同様とする。)

　　　　　　　　　　　　　 **※　委任状は、引き続き捺印をお願いします。**

**② 交付申請**補助金交付申請書：補助金交付要綱 第５条（様式第1号）を町へ提出する。

添付書類（１）浄化槽設置届書の写し

　 　　　　　 （２）設置場所の案内図、配置図（平面図）及び放流先管理者の許可書等

　　　　　　　　　　　　 （３）浄化槽に関する調書

　　　　　　 　　　　　　（４）工事費等見積書の写し

　 　　　　　　　　　　　（５）登録浄化槽管理票（Ｃ票）及び登録証の写し

　 　　　　　　　　　　　（６）保証登録証（登録確認の済んでいるもの）

　 　　　　　　　　　　　（７）中古住宅購入者においては土地建物売買契約書及び土地建物の登記

全部事項証明書写し

　　　　　　　　　　　　 （８）浄化槽設備士免状の写し

（９）環境保全に関する誓約書（申請者が自筆で署名する。）

**③ 交付決定**　補助金交付決定通知書：補助金交付要綱第６条（様式第２号）により、設置者へ通知します。不交付の場合も通知（同条様式３号）します。

**※ 工事は交付決定通知を受けてから着工してください。（事前着工は補助対象外）**

**④ 工　　　事　 ※ 必ず浄化槽設備士立会いのもと工事を行ってください。**

**※　浄化槽設置チェックリストを厳守し施工してください。**

**※　一方向から写真撮影をしてください。**

**※　町職員による現場立会い。（設備士立会いのもと３回、必ず前もって連絡のこと）**

**《 工事前検査・既設浄化槽又は汲取り便槽抜取時（処分なしの場合は砂埋戻し７分程度の状態）・完了検査の３回立会い 》**

**⑤ 完了報告書**　設置指導要綱　第１０条（様式第２号）を町へ提出する。

**⑥ 実績報告**　実績報告書：補助金交付要綱 第９条（様式第５号）を町へ提出する。

* 事業完了後１か月以内又は当該年度の２月末日までのいずれか早い日までに提出。

添付書類（１）設置場所の案内図、配置図（平面図）

（２）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し

（３）領収書の写し（請求内訳がわかるものも含む）

（４）設置工事の写真（予定地写真・基礎工事・施工中・配管・上部ｽﾗﾌﾞ等）

　　　**※**　**配管についてはルートが全てわかるように撮影すること。**

（５）浄化槽設置工事チェックリスト

（６）マニフェストＥ票の写し

（７）その他町長が必要と認める書類

**⑦領収書の原本確認　町が設置者に対して領収書の原本確認を行う。**

**⑧ 開始報告書**施行細則第３条（様式第１号）浄化槽使用開始報告書（３部）を浄化槽使用開始から

３０日以内に町へ提出する。

**⑨ 使用廃止届**施行細則第４条（様式第４号）使用廃止届出書（３部）を提出する。

**⑩ 確定通知**　補助金交付額確定通知書：補助金交付要綱 第１０条（様式第６号）により、設置者へ通知される。

**⑪補助金請求**　補助金交付請求書：補助金交付要綱第１１条（様式第７号）を町へ提出する。

**⑫ 補助金交付**　町から設置者へ補助金を交付する。

**⑬ 取消・返還**　次の場合は、補助金の取消・返還をしていただくことになりますので注意して　　　　　　　 してください。

　　　　　　 　 （１）補助金を偽り、その他不正の手段により受けたとき。

　　　　　　 　 （２）補助金を他の用途に使用したとき。

　　　　　　 　 （３）補助金の交付の条件に違反したとき。

　　　　　　 　 （４）転換の補助金及び処分費の**補助金の額の確定後、一年以内に**

**建築基準法第６条第１項による申請をしたとき。**

**⑭**

|  |
| --- |
| **※ 毛呂山町浄化槽法施行細則の規定により申請時、下記書類の提出も必要です。****提出部数４部（正３部、副１部）**　　 　　　**提出書類　　浄化槽設置届書：**別記様式第１号（第３条関係）　　 　　　添付書類　* 案内図、住宅平面図、浄化槽設置位置図、放流先等の図面
* **法定検査７条、１１条依頼書（法定検査手数料支払済証）写し**

・ 浄化槽に関する調書：様式第７号（第６条関係）・ 浄化槽構造図・認定書の写し |

**▲▼ 浄化槽に関する問い合せ先 ▲▼**

　　　　　　　　　　　　　　 毛呂山町役場　生活環境課　環境係

　　　　　　　　　　　　　　 毛呂山町中央２丁目１番地

　　　　　　　　　　　　　　 ＴＥＬ ０４９－２９５－２１１２

　　　　　　　　　　　　　　 内　線　１７１・１７２

**▲▼ 本下水道に関する問い合せ先 ▲▼**

　　　　　　　　　　　　　　 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

　　　　　　　　　　　　　　 毛呂山町大字川角１５１０

　　　　　　　　　　　　　　 ＴＥＬ ０４９―２９４―９３３３

**▲▼ 農業集落排水に関する問い合せ先 ▲▼**

　　　　　　　　　　　　　　 毛呂山町役場　産業振興課　農林係

　　　　　　　　　　　　　 　毛呂山町中央２丁目１番地

ＴＥＬ ０４９－２９５－２１１２

　　　　　　　　　　　　　　 内　線　２１１・２１２

**※環境保全に関する誓約書のとおり、申請者には浄化槽設置後、**

**浄化槽法１１条に基づく法定検査を年１回受けるようお話しください。**